

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	卸売開始時刻以前の卸売の承認申請
概要	卸売業者は、卸売開始時刻以前に卸売をしてはいけませんが、緊急に出港する船舶に生鮮食品等を供給する必要がある場合その他やむを得ない理由がある場合であつて市長の承認を受けたときは、この限りではありません。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例施行規則第56条（昭和47年規則第7号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎ 緊急に出港する船舶に生鮮食品等を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により卸売開始時刻以前に卸売をする場合は承認します。
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場）
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shi-jo/page/0000023288.html
備考	—